

社会保険・雇用保険への加入、完納について

前回の平成30・31年度入札参加資格より、社会保険だけでなく、雇用保険についても、加入のみではなく、保険料の完納が申請要件となりました。（加入義務のない者を除く。）

社会保険・雇用保険の加入状況を確認するために必要な書類は、次のとおり、加入時期等によって異なりますので、御注意ください。

☆ 完納を証する書類（例）：
「（社会保険料、労働保険料等）**納入証明書**」

